

議案第9号

大阪市職員基本条例の一部を改正する条例案

大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(懲戒の効果)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 減給は、1日以上6月以下の期間において、1月につき、<u>その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額</u>の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、<u>当該日の属する月</u>における報酬の総額のうち給料及び地域手当に相当する額）の10分の1以下の額を減じて行うものとする。<u>この場合において、職員の給与に関する条例附則第3項及び第5項から第8項までの規定により給料の月額が改定されたことにより、その減ずる額がこれらの規定により改定された給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えることとなったときは、当該額を減じて行うものとする。</u></p> <p>[3・4 略]</p> <p>(降任、免職、<u>休職等</u>の手続)</p> <p>第37条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p>	<p>(懲戒の効果)</p> <p>第29条 [同左]</p> <p>2 減給は、1日以上6月以下の期間において、1月につき、<u>給料月額及び地域手当の月額</u>の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、<u>その月</u>における報酬の総額のうち給料及び地域手当に相当する額）の10分の1以下の額を減じて行うものとする。</p> <p>[3・4 同左]</p> <p>(降任、免職<u>又は休職</u>の手続)</p> <p>第37条 [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p>

4 前項の規定にかかわらず、職員の意に反する降任の処分のうち法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任の処分は、その旨を市長の定めるところにより当該職員に通知して行わなければならない。

[新設]

5 次の各号に掲げる規定による降給の処分は、当該降給の処分により職員の給料の月額が改定される旨を、市長の定めるところにより当該職員に通知して行わなければならない。

[新設]

- (1) 職員の給与に関する条例附則第3項及び第5項から第8項まで
- (2) 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）附則第2条
- (3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年大阪市条例第62号）附則第2項

別表（第28条関係）

項番号	非違行為の類型	懲戒処分の種類
[略]		
21	教職員が自らが勤務する学校（幼稚園を含む。）の児童、生徒若しくは幼児（以下「児童等」という。）又は保護者、地域住民その他の関係者（以下「保護者	[略]

別表（第28条関係）

項番号	非違行為の類型	懲戒処分の種類
[同左]		
21	教職員が自らが勤務する学校（幼稚園を含む。）の児童、生徒若しくは幼児（以下「児童等」という。）又は保護者、地域住民その他の関係者（以下「保護者	[同左]

	等」という。)の個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の適切な管理を怠ること	
		等」という。)の個人情報(大阪市個人情報保護条例(平成7年大阪府条例第11号)第2条第2号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の適切な管理を怠ること
[略]		[同左]
23	故意又は重大な過失による不適切な事務処理により、 <u>保有個人情報等(個人情報の保護に関する法律第60条第1項に規定する保有個人情報又は大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和5年大阪府条例第号)第2条第2項第3号に規定する市会保有個人情報をいう。以下同じ。)を流出させ、公務の運営に</u>	[略]
23	故意又は重大な過失による不適切な事務処理により、 <u>保有個人情報(大阪市個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)を流出させ、公務の運営に支障を生じさせること</u>	[同左]

	支障を生じさせること				
24	<u>保有個人情報等</u> を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で利用すること	[略]	24	<u>保有個人情報を</u> 自己又は第三者の不正な利益を図る目的で利用すること	[同左]
[略]			[同左]		
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。					

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月9日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

地方公務員法の一部改正に伴い、管理監督職勤務上限年齢による降任及び60歳を超える職員の給料に関する特例措置による降給の手續並びに当該特例措置により給料が改定された場合における減給の効果を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。